記入例１

別記様式（第5条、6条関係）

池 田 町 長　　様

申請月日　　令和 〇 年 〇 月 〇 日

チェック欄	申込時	変更時
ワイン美装FAX		
日程表PC入力		
葬儀利用時の変更		

葬儀会社	
通　夜	午後
告別式	午前

申請者（代表者）の住所・氏名を記入
※コミセン使用料の請求先

日中連絡の取りやすい電話番号を記入

申請者　住　所　池田町字 〇〇丁目〇〇番地
氏　名　（団体名及び役職名も記入）
〇〇建設（株）
工事部長　〇〇　〇〇
電話番号（ 0 1 5 ）△△△ －□□□□
0 9 0 － X X X X － X X X X

池田町北部地域コミュニティセンター使用許可申請書

使用年月日	令和〇年〇月〇日	令和　年　月　日	令和　年　月　日	令和　年　月　日
曜日	〇　曜日	曜日	曜日	曜日
使用時間	9 時00 分から 12 時00 分まで	時　分から 時　分まで	時　分から 時　分まで	時　分から 時　分まで
使用施設	多目的ホール	多目的ホール	多目的ホール	多目的ホール
	生活実習室(1)	生活実習室(1)	生活実習室(1)	生活実習室(1)
	生活実習室(2)	生活実習室(2)	生活実習室(2)	生活実習室(2)
	視聴覚研修室	視聴覚研修室	視聴覚研修室	視聴覚研修室
	料理研修室	料理研修室	料理研修室	料理研修室
使用人数	50　人	人	人	人
使用料金	円	円	円	円
使用目的	〇〇講習会			
使用料減免申請	有　・　無	当該条項・規則第6条関係		
搬入設備等	プロジェクター、ダンプカー〇台駐車予定			

貸館は9:00～22:00まで

おおよその人数

【 地域コミセン記入欄※ 】 ※この欄は記入しないでください。

使用許可日	令和　年　月　日	
使用許可の通知	口頭　・　書面	
減免適用	有　・　無	5割 ・ 9割 ・ 10割
割増加算	有　・　無	5割 ・ 30割
使用料合計	円	

受付印

町長	副町長	課長	主幹	支所長	受付者	合議
課長専決						

上記のとおり使用を許可する。ただし下記事項を順守すること。
1. 池田町地域コミュニティセンター条例及び同施行規則を順守すること。
2. 搬入設備及び展示品、販売品等が天災等で被災し損害を生じた場合、池田町に対する損害賠償の請求は一切行わない。
3. 担当職員より施設使用にあたり指示があった場合、その指示に従うこと。

調定票番号	

記入例２（葬儀使用）

別記様式（第5条、6条関係）

池田町長　様

申請月日　令和 〇 年 〇 月 〇 日

チェック欄	申込時	変更時
ワイン美装FAX		
日程表PC入力		
葬儀利用時の変更		

申請者（喪主）の住所・氏名を記入
※使用料の請求先

申請者　住所　池田町字〇〇丁目〇〇番地

氏名　（団体名及び役職名も記入）

〇〇　〇〇

葬儀会社	〇〇社
通夜	午後 6 時
告別式	午前 10 時

日中連絡の取りやすい電話番号を記入

電話番号（０１５）△△△－□□□□

０９０－ＸＸＸＸ－ＸＸＸ

使用日・使用時間毎に分けて記入

池田町北部地域コミュニティセンター使用許可申請書

通夜　告別式

使用年月日	令和〇年12月1日	令和〇年12月1日	令和〇年12月2日	令和〇年12月2日
曜日	土　曜日	土　曜日	日　曜日	日　曜日
使用時間	10 時 00 分から 22 時 00 分まで	15 時 00 分から 22 時 00 分まで	9 時 00 分から 16 時 00 分まで	9 時 00 分から 15 時 00 分まで
使用施設	多目的ホール	多目的ホール	多目的ホール	多目的ホール
	生活実習室(1)	生活実習室(1)	生活実習室(1)	生活実習室(1)
	生活実習室(2)	生活実習室(2)	生活実習室(2)	生活実習室(2)
	視聴覚研修室	視聴覚研修室	視聴覚研修室	視聴覚研修室
	料理研修室	料理研修室	料理研修室	料理研修室
使用人数	100 人	30 人	80 人	30 人
使用料金	円	円	円	円
使用目的	〇〇家 葬儀			
使用料減免申請	有 ・ 無	当該条項・規則第6条関係		
搬入設備等				

貸館は9:00～22:00まで
※22:00～翌日9:00は、別途夜間料金がかかります

おおよその人数

【地域コミセン記入欄※】※この欄は記入しないでください。

使用許可日	令和　年　月　日	
使用許可の通知	口頭 ・ 書面	
減免適用	有 ・ 無	5割 ・ 9割 ・ 10割
割増加算	有 ・ 無	5割 ・ 30割
使用料合計	円	

受付印

町長	副町長	課長	主幹	支所長	受付者	合議
課長専決						

上記のとおり使用を許可する。ただし下記事項を順守すること。
1. 池田町地域コミュニティセンター条例及び同施行規則を順守すること。
2. 搬入設備及び展示品、販売品等が天災等で被災し損害を生じた場合、池田町に対する損害賠償の請求は一切行わない。
3. 担当職員より施設使用にあたり指示があった場合、その指示に従うこと。

調定票番号	